

山口市移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この山口市移動支援事業（以下「事業」という。）は、屋外での移動に困難がある障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に対して、外出のための支援を行うことにより、障がい者等の地域での自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、山口市とする。ただし、適切な事業運営を行うことができると認められる社会福祉法人等（以下「サービス提供事業者」という。）に、事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

(事業の内容)

第3条 この事業は、障がい者が社会参加のために外出する際に、移動の安全を図るための支援を行うものであって、次に掲げるものとする。

- (1) 個別支援 1人の障がい者等の外出のための移動支援
- (2) グループ支援 複数の障がい者等からなるグループの外出のための支援（ヘルパー1人につき障がい者等は3人まで）

2 サービスの提供範囲は、原則として1日の範囲内で用務を終えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の対象としない。ただし、市長が支援の対象と認める外出については、この限りでない。

- (1) 通勤、営業活動等の経済的活動を目的とした外出
- (2) 通学、施設への通所等の通年かつ長期にわたる外出
- (3) 医療機関等への通院のための外出
- (4) 社会通念上適当でないと認められる外出
- (5) その他市長が支援の対象でないと認める外出

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第19条第2項及び同条第3項に定める者であって、次の各号のいずれかに該当し、市長が必要と認めた者とする。ただし、重度訪問介護等の自立支援給付により外出のための支援を受けることができる場合は、当該事業の対象者としな

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、視覚障がい者もしくは全身性障がい者（上肢下肢ともに障がいがあると認められる者を含む）
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者もしくは自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）の交付を受けている等により精神障がい者であると認められる者で、外出時における支援が特に必要と認められる者
- (4) 児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障がい児もしくは医師意見書等により障がいがあると認められる児童
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。）別表に掲げる特殊の疾病による障がいにより継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者。

(申請)

第 5 条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」とする。）は、利用申請書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

(決定)

第 6 条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定し、利用決定（却下）通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

2 移動支援の支給量は、1 ヶ月当たり 50 時間までとする。

(有効期間等)

第 7 条 前条の規定による利用決定の有効期間は決定の日より 1 年以内とし、有効期限は、有効期間終了月の月末までとする。

(利用の取消し)

第 8 条 市長は、利用決定がなされた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消し、利用決定取消通知書（様式第 3 号）により利用者へ通知することができる。

- (1) この事業の対象者ではなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他市長が利用を不相当と認めた場合

(利用方法)

第 9 条 利用者が、この事業を利用しようとするときは、決定通知書をサービス提供事業者に提示し、依頼するものとする。

(利用者負担)

第 10 条 利用者は、別表 1 に掲げる利用者 1 人当たりのサービス提供単価の 1 割の額をサービス提供事業者を支払うものとする。ただし、個人世帯（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年 1 月 25 日政令第 10 号）第 17 条に規定する世帯）で住民税非課税世帯（生活保護受給世帯を含む）の者についてはこれを免除する。

(委託料)

第11条 サービス提供事業者への委託料は、別表1に掲げる利用者1人当たりのサービス提供単価から前条に規定する利用者負担金を控除した金額とする。

2 サービス提供事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、市長に対し、当該月の委託料を請求するものとする。なお、請求にあたっては、利用者ごとに別表1に掲げるサービス提供時間に応じたサービスコード及びサービス略称を記載した明細書及び実績記録票を添付するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 山口市阿東地域移動支援事業実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

山口市地域生活支援事業実施要綱

(目 的)

第1条 この山口市地域生活支援事業（以下「事業」という。）は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率かつ効果的に実施し、もって障がい者等の福祉増進を図ることを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業における実施主体は、山口市とする。ただし、事業の全部若しくは一部を団体等に委託及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助することができるものとする。

(事業内容)

第3条 市長は、市長の判断により、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うものとし、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

(1) 相談支援事業

ア 目的

障がい者等又は障がい児の保護者、障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

イ 事業内容

- (ア) 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- (イ) 社会資源を活用するための支援
- (ウ) 社会生活力を高めるための支援
- (エ) 権利の擁護のために必要な援助
- (オ) 専門機関の紹介

(2) 日常生活用具給付等事業

ア 目的

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

イ 事業内容

日常生活上の便宜を図るため、障がい者等に別に定める要綱の要件を満たす6種類の用具を給付又は貸与する。

ウ 対象者

市内に住所のある、身体障がい者・障がい児、知的障がい者・障がい児、精神障がい者であって、当該用具を必要とする者。

(3) 移動支援事業

ア 目的

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

イ 事業内容

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

(4) 地域活動支援センター機能強化事業

ア 目的

障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、障がい者等の地域生活支援の促進及び機能強化を図ることを目的とする。

イ 事業内容

地域活動支援センター（以下「センター」という。）の利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供など、地域の実情に応じた支援を行う。

(5) 訪問入浴サービス事業

ア 目的

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進をはかることを目的とする。

イ 事業内容

身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護

ウ 対象者

市内に居住地のある重度身体障がい者

(6) 日中一時支援事業

ア 目的

障がい者等が居宅において介護を受けることのできない場合に障がい者等の日中における介護及び活動の場を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業者)

第4条 市長は、利用者に対して適切なサービスが提供できる事業者を、前条第3項から第6項の事業者として指定するものとする。

2 前項の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、あらかじめ山口市地域生活支援事業指定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、事業者の要件、障がい者等の自立支援に関する実績及び事業実施能力並びに運営内容等を十分審査して、指定の適否を決定するものとする。

4 市長は、前項の指定の適否を決定したときは、山口市地域生活支援事業指定決定通知書（様式第2号）により指定申請者に通知するものとする。

5 指定事業者は、所在地等の変更もしくは事業を廃止をしようとするときは、あら

かじめ山口市地域生活支援事業変更・(廃止)届(様式第3号)を市長に届出なければならぬ。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 第3条第7号の規定は、平成19年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。